

# NO 暴力団

## 団結して暴力団を排除！ 「暴力団排除のまち・神戸」 〈事業者向けリーフレット〉



### 利益供与の禁止

兵庫県の暴力団排除条例では、何人も、暴力団員等に対し利益供与することを禁止し、違反した場合は「勧告」、勧告に従わなかった場合は「公表」の対象となります。

平成25年6月には、県公安委員会が、暴力団に利益供与を行った露天商組合の名称を公表したところです。地域において祭礼やイベントを開催する際の暴力団に関するご相談は、下記の兵庫県警察本部暴力団対策課へご連絡ください。

#### 暴力団についてのご相談

■(公財)暴力団追放兵庫県民センター  
(兵庫県警察本部 1階)  
ヤクザゼロ  
(078) 362-8930

■兵庫県警察本部暴力団対策課  
「暴力110番ヤクザゼロ」  
ヤクザゼロ  
(0120) 20-8930

■神戸市内各警察署(担当:暴力団対策係)

東灘 (078) 854-0110	須磨 (078) 731-0110
灘 (078) 802-0110	垂水 (078) 781-0110
葦合 (078) 231-0110	神戸上 (078) 306-0110
生田 (078) 333-0110	神戸西 (078) 992-0110
兵庫 (078) 577-0110	神戸北 (078) 594-0110
長田 (078) 578-0110	有馬 (078) 981-0110

神戸市の暴力団排除条例について

■神戸市危機管理室 (078) 322-6238

神戸市では、暴力団の排除の推進に関する条例を制定し、この条例に基づき、暴力団の排除を宣言しています。

### 神戸市 暴力団排除宣言

暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害するなど、安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在です。最近では、民事や企業・行政活動に介入するなど、その手口を多様化、巧妙化させており、私たちの日常の生活や企業活動に大きな不安と脅威を与えています。

神戸市民・事業者及び市役所は、このような暴力団の存在を認めず、断固として排除していくために、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例、兵庫県の暴力団排除条例の基本理念にのっとり、

“暴力団排除のまち・神戸”として、

「暴力団を恐れないこと」

「暴力団に対して利益の供与をしないこと」

「暴力団を利用しないこと」

「暴力団事務所等の存在を許さず、かつ、暴力団の活動を防止すること」

を基本に、兵庫県や暴力団追放兵庫県民センター等の関係機関と連携を図りながら、団結・協働して、暴力団の排除を推進していくことを、ここに宣言します。

神戸市長



# 暴力団のいない安全・安心なまちを目指して!!



暴力団に対しては、組織として一丸となって、対応することが大切です。

## 平素の準備

### 暴力団排除条項を導入

平素から、①毅然とした社風の構築や②対応マニュアル作成等の体制づくり、③「暴力団排除条項」の導入、④警察等との連携をしておくことが重要です。

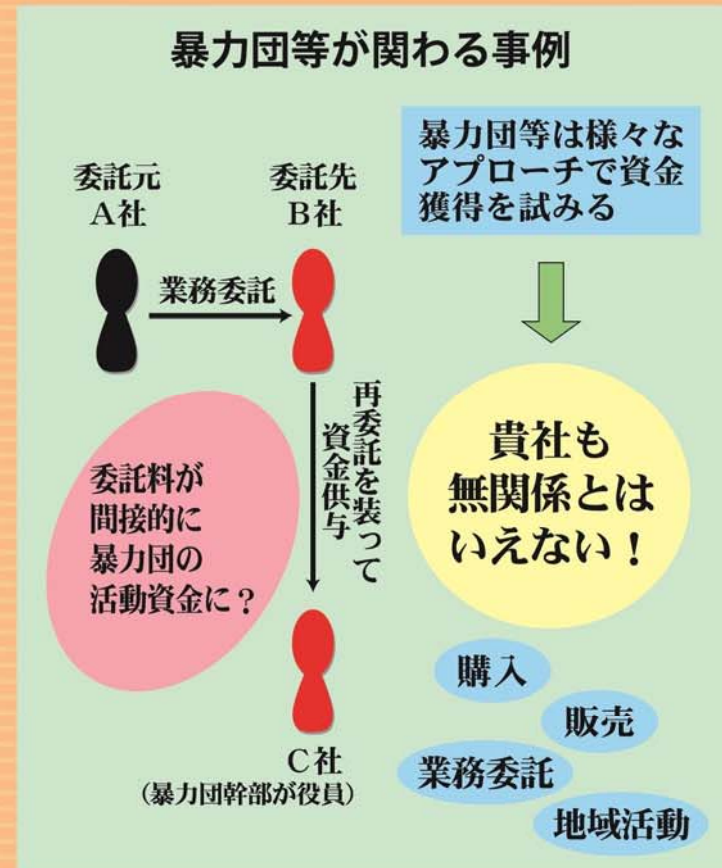
契約書や約款に排除条項を導入する際は、①暴力団等とは取引をしない、②取引開始後、暴力団等と判明した場合は解約する旨等を盛り込みましょう。

### 端緒を見逃さない

契約をする際には、あくまで目安ですが、以下のような端緒をチェックしましょう。

- ①紹介者に懸念点がある
  - ②事業規模・経営状況からみて過大な取引がある
  - ③役員が頻繁に変わっている
  - ④規模の割に子会社が多すぎる
  - ⑤取引先とのトラブルがうかがえる
- 等

暴力団等の反社会的勢力の資金獲得活動は、各種企業活動を利用したもの、一般の経済活動を装うものなど多様化しています。



## 有事の対応 (不当要求対応)

### 毅然とした態度で

- ・来訪者のチェックと連絡
- ・相手の確認と用件の確認
- ・応対場所の選定
- ・対応の人数 (相手より多く)
- ・応対時間 (可能な限り短く)
- ・言動に注意
- ・書類への署名や押印をしない
- ・トップは対応させない
- ・個人として即答や約束をしない
- ・湯茶の接待をしない
- ・対応内容の記録化
- ・機を失せず警察に通報

